

都道府県連盟・各連盟規約

2016年4月1日改定施行

全国高等学校少林寺拳法連盟

全国高等学校少林寺拳法連盟規約

〔2016年4月1日改正施行〕

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 本規約は、一般財団法人少林寺拳法連盟（以下「(一般財) 少林寺拳法連盟」という）の普通団体会員たる本連盟の基本規範として、本連盟が定めるものである。

2 本規約は、(一般財) 少林寺拳法連盟が本連盟の設立・加盟申請を許可してその会員名簿に本連盟を登録した時点で、発効する。

(名称)

第2条 本連盟は、「全国高等学校少林寺拳法連盟」と称する。

(事務局)

第3条 本連盟は、事務局を事務局長の所属高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本連盟は、少林寺拳法創始者宗道臣（開祖）が創始した少林寺拳法の普及・振興を図り、もって国民の健全な心身の発達および公益の増進に寄与するという、(一般財) 少林寺拳法連盟の目的に賛同し、(一般財) 少林寺拳法連盟の団体会員としてその各種規定・指示通達に従った活動・運営を通じて、全国高等学校少林寺拳法連盟内において少林寺拳法の普及、振興を図るとともに、全国高等学校少林寺拳法連盟内における少林寺拳法関係諸団体相互の融和、互助、親睦及び調整を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) (一般財) 少林寺拳法連盟が主催する大会への出場
- (2) (一般財) 少林寺拳法連盟の委託にもとづく昇格考試の実施
- (3) (一般財) 少林寺拳法連盟の許可にもとづく大会・演武会・研修会・講習会等の主催
- (4) 少林寺拳法に関する刊行物等の発行及び諸文献資料等の保存
- (5) 全国高等学校少林寺拳法連盟内における青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 構 成 員

(加盟団体)

第6条 本連盟は、以下の団体（加盟団体）で構成する。

- (1) 予め（一般財）少林寺拳法連盟に設立許可（運営許可）を得ている、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）及び当連盟が認める学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校内に設立された各部。
- (2) 都道府県高等学校少林寺拳法連盟及び都道府県高等学校体育連盟少林寺拳法専門部

(加盟団体の基本的責務)

第7条 加盟団体は、本連盟の目的及び事業をよく理解し、その達成のために活動・協力するとともに、本連盟の名誉とその加盟団体としての品位を保たなければならない。

- 2 加盟団体は、別に定めるところに従い、本連盟に会費を納入しなければならない。
- 3 加盟団体は、本連盟の各種規則・指示通達等に従わなければならない。本連盟から当該加盟団体の少林寺拳法およびそれに関連する活動について説明や資料提示を求められたときには、これに応じなければならない。
- 4 加盟団体は、本連盟が入会している（一般財）少林寺拳法連盟から、少林寺拳法およびそれに関連する活動について説明や資料提示を求められたときも、これに応じなければならない。
- 5 加盟団体は、本連盟組織の人間関係を他の目的のために濫用してはならない。

(加盟団体の権利)

第8条 加盟団体及びこれに所属する（一般財）少林寺拳法連盟の普通個人会員は、本連盟が主催する各種行事に参加することができる。

(加盟)

第9条 第6条に規定する団体は、本連盟に届け出て、常任理事会の議決を経て、入会することができる。

- 2 本連盟は、加盟を許可する団体を会員名簿に登録する。
- 3 本連盟に加盟する団体は、法人格を取得してはならない。

(登録有効期限)

第10条 加盟登録の有効期限は、登録後最初に到来する3月31日までとする。

(登録更新)

第11条 登録継続を希望する加盟団体は、別に定めるところに従い、期限までに更新手続をとらなければならない。

- 2 期限までに更新手続をしない加盟団体は、期限経過後は加盟団体としての権利を停止される。
- 3 本連盟は、期限経過後180日を経ても更新手続をしない加盟団体を脱退したものとみなすことができる。

(規約)

第12条 都道府県高等学校連盟及び体育連盟専門部は、加盟に際して、規約を定めなければならない。

ない。

2 第6条(2)に規定する団体は、規約を制定し又は改正しようとするときは、本連盟の承認を得なければならない。

(脱退)

第13条 加盟団体は、本連盟に届け出て、常任理事会の議決を経て本連盟から脱退することができる。本連盟は、加盟団体が適切に廃止・引き継ぎを終えるまでの間、脱退を承認しないことができる。また加盟団体の脱退事由が不当と判断した場合は、承認しないことができる。

(加盟団体たる地位の喪失)

第14条 加盟団体が次の各号に該当するときは、会員名簿の登録を抹消され、加盟団体たる地位を失う。

- (1) 脱退したとき
- (2) 団体を廃止したときまたは団体構成員がいなくなったとき
- (3) 本連盟から除名処分を受けたとき
- (4) 第6条に規定する団体としての地位を喪失したとき

2 加盟団体は、加盟団体たる地位を喪失した後は、「少林寺拳法」及びこれに類似する名称を使用してはならない。また、少林寺拳法を修練・教育する団体としての性格を保有してはならない。

(禁止事項)

第15条 加盟団体は、以下の行為をしてはならない。

- (1) 加盟団体としての活動の範囲を超えて、少林寺拳法の名称・商標を本連盟の許可なく使用すること
- (2) 加盟団体としての活動の範囲内において、少林寺拳法の名称・商標を使用するに当たり、その品位・価値を貶めること
- (3) 少林寺拳法の思想や技術に関する出版物・映像物等を、本連盟の許可なく制作・販売・配布・公開すること
- (4) 少林寺拳法の思想や技術に関する見解を、通信媒体等を通じて公表すること

(除名その他の処分・措置)

第16条 加盟団体が以下の各号に該当するときは、本連盟は、総会において構成員数の3分の2以上の議決を経て、当該加盟団体を除名することができる。

- (1) 加盟団体としての活動が、本連盟の目的に反し、あるいは本連盟の目的を阻害すると認められるとき
- (2) 本連盟の諸規則・指示通達、各加盟団体の規約等に則った運営・活動が行われておらず、当該加盟団体による自力改善が困難と認められるとき
- (3) 団体としての活動が1年以上行われず、あるいは、代表者がいない状態が6か月以上続くなど、加盟団体としての実体が存在しないと認められるとき

- 2 加盟団体に前項各号に準ずる事由その他の非違行為があるときは、本連盟は、常任理事会の議決を経て、当該加盟団体に対して、改組勧告・活動制限その他の処分を行うことができる。
- 3 加盟団体に前2項に該当する疑いが生じたときは、会長は、処分を決するまでの間、当該加盟団体に対して、加盟団体としての活動を停止させることができる。この措置は、6か月以内に処分が決められず、かつ、活動停止期間延長の決定もなされなかったときは、その効力を失う。
- 4 加盟団体に第1項・第2項に該当する疑いが生じたときは、会長は、前項の措置をとると否とに関わらず、当該加盟団体に対して運営指導を行うことができる。

第4章 組 織

(常任理事会)

- 第17条 本連盟の会務を審議し、その実施にあたりと共に緊急事項の決議機関として、常任理事会を置く。
- 2 常任理事会は、総会に継ぐ決議機関であり、会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・常任理事・顧問・監事・相談役を以て構成し、理事長は議長となる。
 - 3 常任理事会は、年1回以上会長がこれを召集する。但し、会長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1の請求があったとき、会長は随時これを召集する。
 - 4 常任理事会の議決は、別段の定めがあるほかは、出席者の過半数による。賛否両数のときは議長の決するところによる。

(総会)

- 第18条 本連盟の重要事項に関する意思決定機関として、総会を置く。
- 2 総会は、本連盟の最高決議機関とし、会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・常任理事・理事・顧問・相談役・監事・事務局員を以て構成する。
 - 3 総会は、毎年少なくとも1回、会長がこれを招集する。
 - 4 会長は、必要と認めたときは、いつでも総会を招集することができる。
 - 5 総会の構成員の3分の1以上から総会の招集の請求があったときには、理事長は、その請求のあった日から20日以内に総会を招集しなければならない。会長がこれを行わなかった場合には、総会の招集を請求した構成員は、その全員の名において総会を招集することができる。
 - 6 総会の定足数は、構成員の半数以上とする。
 - 7 総会の議長は、理事長が行うものとする。
 - 8 総会の議決は、別段の定めがあるほかは、出席者の過半数による。賛否両数のときは議長の決するところによる。

(理事長)

- 第19条 本連盟には理事長1名を置く。
- 2 理事長は、本連盟の運営の責任者として、(一般財)少林寺拳法連盟の定款・会員規程・その他の各種規則・指示通達等に従い、本連盟の規約等に則って、本連盟を運営するとともに、対外的に本連盟を代表する。

- 3 理事長は、(一般財) 少林寺拳法連盟の普通個人会員たる地位と、本連盟の加盟団体の長たる地位とを、ともに有する者を原則とした中から、総会において選出し、(一般財) 少林寺拳法連盟の承認を受ける。
- 4 総会で選出された理事長候補者は、(一般財) 少林寺拳法連盟の承認を受けた時点で、理事長に就任する。
- 5 理事長が第3項の地位のいずれかを喪失し、又は第3項の(一般財) 少林寺拳法連盟による承認が取り消されたときは、当然に理事長たる地位を失う。
- 6 理事長は、(一般財) 少林寺拳法連盟が主催する理事長研修会を受講しなければならない。

(役員)

第20条 本連盟には、理事長のほかに、次の役員を置く。

- (1) 会長 定数1名 本連盟を代表し、統括する。
 - (2) 副会長 若干名 会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
 - (3) 副理事長 若干名 理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - (4) 事務局長 定数1名 総務、会計、渉外等の会務を行い、重要事項の事務処理、伝達を行う。
 - (5) 事務局次長 定数1名 会議録の整備、総務、会計、渉外等の会務を行う。
 - (6) 常任理事 若干名 理事長とともに常任理事会を構成し、本連盟の業務を分掌する。
 - (7) 監事 定数2名 会計及び事業を監査する。
 - (8) 事務局員 若干名 本連盟事務局業務の実務を行う。
- 2 理事は、各都道府県の高等学校少林寺拳法連盟理事長及び高等学校体育連盟少林寺拳法専門部委員長が務める。
 - 3 会長、副会長、副理事長、常任理事、事務局長、事務局次長、監事、事務局員は、理事長の指名で選任する。
 - 4 理事長の任期は2ヶ年とし、3期までを原則とする。尚、他役員については、理事長が指名選任することにより、任期は設けない。
 - 5 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 6 役員は、辞任又は任期満了後も、後任者が就任するまでの間、なおその職務を行う。
 - 7 役員について、心身の故障のためその職務に堪えないと認められるとき、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、総会において当該役員を解任することができる。
 - 9 本連盟は、役員の選任・変更があったときは、その内容を速やかに(一般財) 少林寺拳法連盟に届け出る。
 - 10 本連盟には、第1項のほか、顧問、相談役、名誉会長の名誉役員を置くことができる。

(ブロック)

第21条 本連盟は、第4条の目的を達成するために必要な場合に、加盟団体を地域等のまとまりごとに区分して、ブロックとすることができる。

- 2 ブロックには責任者(ブロック長)1名を置く。ブロック長は、そのブロック内の委員

長又は理事長より選任する。

- 3 本連盟は、第1項のブロックを編成したときは、その構成団体及びブロック長を（一般財）少林寺拳法連盟に届け出る。ブロックの構成団体やブロック長を変更したときも、同様とする。
- 4 ブロックに関する詳細については、別に定める。

第5章 運営・会計

（書類の備付及び提出）

- 第22条 本連盟は、（一般財）少林寺拳法連盟への加盟許可書及び（一般財）少林寺拳法連盟が定める各種書類を、事務局に備え付ける。
- 2 本連盟は、（一般財）少林寺拳法連盟に求められた場合には、前項の各種書類その他本連盟の運営に関係する一切の帳簿、書類等を、（一般財）少林寺拳法連盟に提出する。

（経費）

- 第23条 本連盟の経費は、年間団体登録費、（一般財）少林寺拳法連盟その他の団体・個人からの寄付金その他の収入をもって充てる。

（団体登録及び個人登録）

- 第24条 本連盟の団体登録及び個人登録は、総会の議決を経て別に定める。

（会計年度）

- 第25条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

（会計の運用）

- 第26条 本連盟の会計は、本規約等に則り、厳正にこれを行う。第21条1項のブロックを編成したときは、ブロックごとに会計責任者を置くなどして、適正にこれを行う。
- 2 本連盟は、（一般財）少林寺拳法連盟の明示の許可がない限り、（一般財）少林寺拳法連盟の普通個人会員から直接金銭を徴収しない。

（収支計算）

- 第27条 理事長は、毎会計年度終了後5ヶ月以内に、当該年度の収支計算報告書について、監査を経たうえで、総会の承認を求めなくてはならない。
- 2 本連盟は、毎会計年度終了後6ヶ月以内に、前項の監査・承認を経た当該年度の収支決算報告書を、（一般財）少林寺拳法連盟に提出する。

第6章 補 則

（規約の変更）

- 第28条 本規約を変更しようとするときは、総会の議決を経たうえで、（一般財）少林寺拳法連盟の許可を得なければならない。

(解散及び残余財産の帰属)

第29条 本連盟が解散しようとするときは、総会において構成員数の3分の2以上の議決を経たうえ、(一般財)少林寺拳法連盟の承認を得なければならない。

2 本連盟が解散した場合における残余財産(ただし、積極財産に限る。)は、(一般財)少林寺拳法連盟に帰属するものとする。

(細則)

第30条 本規約の実施に必要な細則は、本連盟常任理事会の議決を経て、別に定める。

2 本連盟規約に関連する事項について、細則及び申し合わせ事項をもって、規約とすることがある。

附 則

(申し立て)

本連盟への申し立てについては、本連盟総会の構成員(本連盟理事:各都道府県代表)が、本連盟常任理事会へ文書をもって行うものとする。

それ以外の申し立て等については、一切対応はしない。

(施行期日)

本規約は、1974年 4月 1日から施行する。

本規約は、1995年 4月 1日から改正施行する。

本規約は、2002年 4月 1日から改正施行する。

本規約は、2007年 4月 1日から改正施行する。

本規約は、2011年 4月 1日から改正施行する。

本規約は、2016年 4月 1日から改正施行する。